

令和4年6月24日

保護者各位

那覇市こどもみらい課

## 幼児教育・保育無償化のための申請について

平素より、本市の保育行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて毎年6月に市町村民税課税額が変更されることに伴い、現在保育料無償化対象外の0歳児から2歳児のお子さんについて、非課税世帯となった場合は9月から保育料無償化の対象となる可能性があります。

つきましては、裏面にある「保育を必要とする理由」をご確認の上、該当する場合は期限内に書類を提出くださいますようお願いいたします。

なお、裏面の「保育を必要とする理由」に該当しない場合や課税世帯だった場合は、無償化の対象となりませんのでご注意ください。

### 記

- 1 対象施設：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
- 2 対象児童及び限度額
  - ・保護者が裏面の【保育を必要とする理由】に該当し 児童の学齢が0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯（限度額 42,000円）
- 3 提出書類
  - ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（対象児童1名につき1部）
  - ② 保護者の要件・世帯状況の確認書類（裏面の一覧参照）
  - ③ 令和4年1月1日時点で他市町村在住だった方は、認定申請書へ個人番号（マイナンバー）の記載、あるいは前市町村から（令和4年度市町村民税課税証明書）を取り寄せ提出。
- 4 提出場所 こどもみらい課（本庁3階）49番窓口へ直接または郵送提出
- 5 提出期限 **令和4年8月15日（月） <厳守>**
- 6 留意事項
  - ・印もれ、記入もれ、書類不備は受付できません。日程にはゆとりをもってお越しください。

【提出先】〒900-8585

那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所こどもみらい課 認可外グループ

（直通）098-861-6903

**裏面へ続く**

【保育を必要とする理由】

- 要件書類は、保護者 1 人につき 1 つ必要です。(例：共働きの場合、父の就労証明と、母の就労証明が必要)
- きょうだい児がいる場合は、下の子に原本を添付し、上の子にはコピーを添付してください。
- 「写し」の書類については、A4サイズでコピーしてください。
- 「★」の付いているものは、こどもみらい課指定様式です(那覇市ホームページからダウンロードできます)。
- 各種証明書の有効期限は 3 カ月以内とします。こどもみらい課に 3 ヶ月以内に提出している方は、提出不要です。(付箋等でその旨記載してください。)

要件	状況	提出書類	提出チェック	
			父	母
就労	月 64 時間以上就労中	★就労証明書(様式2) 自営業の方は、添付拳証資料が必要(就労証明書を参照) 採用予定の場合は、採用後に改めて提出が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠、出産	妊娠中または産後4か月以内	親子健康手帳(表紙と分娩予定日の記載ページ)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病気、障がい等	病気療養中	★診断書(保護者用)(様式4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳などの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
在宅介護付添い等	同居親族を常に看護・介助している	・64歳以下の方：★看護・介助証明書(様式5) ・65歳以上の方：介護保険被保険者証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
復旧活動	災害復旧にあたっている	被災を確認できる書類(罹災被災証明書など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職中又は起業準備中(連続3ヵ月まで)	求職活動中又は起業準備中	求職受付票(ハローワークカード)等の写し、起業準備の状況がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学、訓練校	就学または職業訓練中	在学証明書又は入学許可証等 ・添付書類として授業日数と授業時間が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2歳未満児の家庭保育	2歳未満の児童を家庭保育している	家庭保育対象児の親子健康手帳(表紙と出生届出済証明)の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【世帯の状況確認に必要な書類】

次の書類は、該当する方のみご提出ください

状況	提出する書類
ひとり親世帯	次のいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当証書の写し</li> <li>・母子及び父子医療費助成受給者証の写し</li> <li>・婚姻していないことがわかる父(母)の戸籍謄本</li> </ul> ※離婚後も両親が同居している場合、ひとり親とみなすことはできません。